

旭川市民展示芸能ホール懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 旭川市民文化会館使用料の減免に係る事務の円滑かつ適正な執行のため、旭川市民展示芸能ホール懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(職務)

第2条 懇談会は、旭川市民文化会館使用料減免要領対象事業の1及び旭川市民文化会館使用料減免要領取扱基準の1の大ホール、小ホール、公会堂及び展示室の使用料減免に関して意見交換を行う。

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから、旭川市教育委員会（以下「委員会」という。）が参加を依頼したものとする。

- (1) 旭川市内を中心に活動している文化、芸術及び芸能団体等に属する者
- (2) その他委員会が必要と認めた者

(会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者から互選された進行役が行う。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、社会教育部文化振興課旭川市民文化会館にて行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、社会教育部文化振興課文化ホール担当課長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 旭川市民展示芸能ホール協議会設置要綱（昭和51年4月1日制定）は廃止する。